

等々力緑地陸上競技場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号。以下「条例」という。）及び川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規制第6号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、等々力緑地陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 施設管理者は、陸上競技場を使用しようとする者から、使用当日までに有料施設使用許可申請書を提出させなければならない。

2 施設管理者は、前項の規定により申請した者に陸上競技場の使用を許可したときは、有料施設使用券を交付する。

(使用内容)

第3条 陸上競技場の使用内容は、次のとおりとする。

(1) 陸上競技

(2) サッカー

(3) その他

2 陸上競技場の夜間照明施設の使用は、サッカー競技を原則とする。

(使用方法)

第4条 陸上競技場の専用使用については、市民文化局所管の「川崎市屋外スポーツ施設利用日程調整に関する要領」に基づき、各団体の日程を市民文化局が調整を行い、施設管理者が使用させるものとする。

2 陸上競技場の個人使用については、他の競技に支障のない範囲において原則として使用させることとする。

(使用の取り消し及び制限)

第5条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用料を納付しないとき。

(2) 条例及び規則並びにこの要綱に違反し、又は施設管理者の指示に従わないとき。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。